

令和 9 年度地域公共交通計画認定申請について

1 目標値

デマンドタクシーうぐいす号の運行に際しては、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助金）を活用して運行しており、実績等を踏まえ令和 10 年度までの目標値を次の表のとおりとします。

	R5 実績	R6 目標値	R7 目標値	R8 目標値	R9 目標値	R10 目標値
利用者数	4,254 人	4,400 人	4,550 人	4,700 人	4,850 人	5,000 人
収支率	13.7%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%
収支差	4,784 千円	4,897 千円	5,010 千円	5,123 千円	5,236 千円	5,350 千円
公的資金	5,542 千円	5,682 千円	5,822 千円	5,962 千円	6,102 千円	6,242 千円

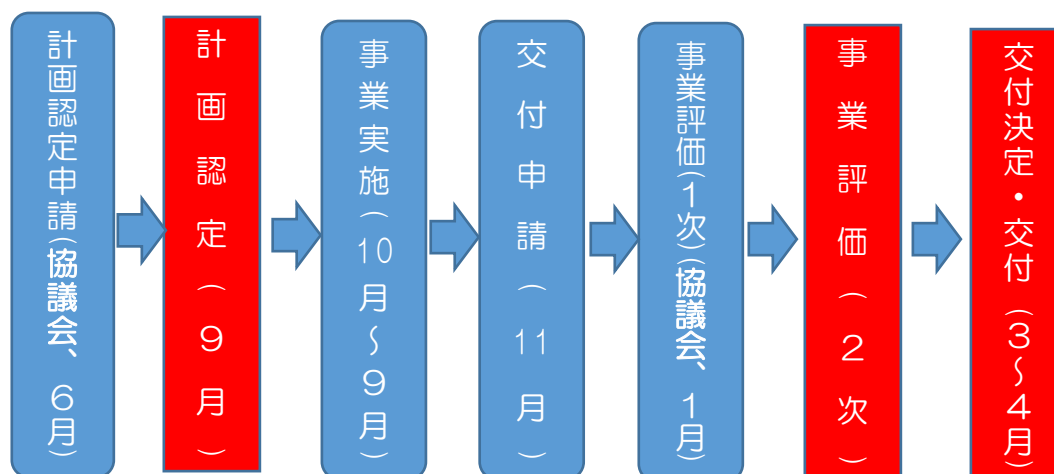
フィーダー補助金の申請に際しては、前年の 6 月末までに次年度の運行計画について協議会で議論し承認を得ることが必要なため、この度令和 9 年度（令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月）の計画認定について協議会に諮るものです。

近年の運転手不足や人件費、燃料費等の高騰を踏まえた対価を支払うため、町から運行事業者への運行負担金を令和 9 年度から引き上げるべく協議を進めています。

2 運輸局提出資料

- ・地域公共交通計画認定申請書（P31）
- ・地域公共交通計画別紙（P32-P35）
- ・資料① 運行路線図（P36）
- ・資料② ダイヤ（P37）
- ・資料③ 指定地域周辺図（P38）
- ・別添表 表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）（P39）
- ・別添表 表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要（P40）
（・府中町地域公共交通計画 本体）

3 計画認定申請～補助金交付までの流れ



※今後の補助金取得にあたっては、アンケート等により利用状況を把握して翌年度の目標値設定などに反映させる必要があります。アンケート方法(車内配布、自宅配布)は検討中ですが、年内に実施予定です。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	府中町公共交通協議会
住 所	広島県安芸郡府中町 大通三丁目 5 番 1 号
代表者氏名	大東 延幸

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月 日

(名称) 府中町公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

府中町では、JR山陽本線のほか、広島市中心部方面へ向かうバス路線が多数運行しており、広域移動を支える幹線としての役割を果たしている。また、広島電鉄の路線バス2号線は町内を広くカバーしており、域内の重要な公共交通ネットワークを形成しているほか、コミュニティバス「つばきバス」が路線バスを補完する形で町内を循環運行している。

その中で、公共交通不便地域となっている桜ヶ丘・清水ヶ丘地域においては、住民の地域内外の移動手段確保を目的に、府中町と協定を締結した広島第一交通(株)が、令和4(2022)年10月より予約制のデマンド型乗合タクシー「うぐいす号」を運行している。これにより、清水ヶ丘・桜ヶ丘地域の利用者の自宅と、町内の主要施設かつ交通結節拠点であるイオンモール広島府中などの6箇所ある共通乗降場所をドアツードアで結ぶことができ、これまで移動が困難となっていた住民の重要な移動手段となっている。

うぐいす号は、バス停までの距離が遠く、高低差が大きい桜ヶ丘・清水ヶ丘地域において、基幹交通となる駅やバス停までのアクセスを担っている。当該地区では公共交通の利用しにくさが外出機会の喪失につながっていたことから、地域住民の移動手段として重要な役割を果たしている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド型乗合タクシー「うぐいす号」の利用者数の令和9年度目標値を年間4,850人以上とする。

また収支率の令和9年度目標値を14.0%以上、収支差の令和9年度目標値を5,236千円以下、公的資金投入額(年間)の令和9年度目標値を6,102千円以下とする。

(府中町地域公共交通計画 P51 参照)

(2) 事業の効果

当該デマンド運行の維持により、対象地域の高齢者等の移動手段を確保することができ、町内の公共交通不便地域を概ね解消することが可能である。

これにより、住民の外出機会の損失を防ぎ、地域住民の健康寿命の伸長や人口減少の下げ止まりが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・公共交通不便地域となっている桜ヶ丘・清水ヶ丘地域において、令和4年10月よりデマンドタクシー「うぐいす号」を運行している。
- ・今後、アンケート調査などにより利用実態を踏まえ住民の移動ニーズを把握しつつ、サービス向上や利用促進に取り組むとともに、つばきバスと併せて町内の円滑な移動手段確保に向けた公共交通網の形成に取り組む。

(府中町地域公共交通計画 P55 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
(表1を添付) 系統名 清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド運行 運行形態 区域デマンド型 運行日・便数 平日：7便(8:00～18:50)、土曜日：6便(8:10～17:45) 運賃 通常200円、小学生または障害者及びその介助人は100円、小学生かつ障害者は50円、小学生未満は無料 運送予定者 広島第一交通株式会社
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド運行について、運行に係る費用総額約610万円のうち、府中町から運行事業者への負担金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分、約324万円を予定している。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数及び運行回数、収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケートを実施 ・適宜住民からの意見を聴取 等
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(表5を添付) 当該地域は、府中町北部の丘陵地帯に位置しており、昭和40年代に造成された住宅団地の一部である。 最寄りの駅またはバス停までの距離や高低差があるため、平成31年1月に実施した住民アンケートでは、公共交通の利用しやすさについて「不満」「どちらかといえば不満」との回答が7割を超え、公共交通が利用しにくいことで外出に困ることが「よくある」「時々ある」との回答も7割を超えており、外出機会減少の原因となっている。 主に町の平地部を運行する幹線交通である広電バス2号線のバス停からは、最短経路で1km以上、高低差50m以上となっており、利用が困難な状態にある。 また、幹線交通を補完する支線であるコミュニティバス「つばきバス」は、団地入口までの運行となっており、バス停からは、最短経路で300m以上、高低差25m以上あり、縦断勾配が8%を超える場所も多く存在するため、高齢化が進む当該地域において、当該住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用が極めて不便な状況にある。 地域住民からは「バス停までの徒歩移動が困難であり、団地内までバスを運行してほしい」

い」といった要望が多く寄せられているが、地域内の道路は幅員が狭く見通しも悪いため、小型のつばきバスでも運行に支障があり路線延長は困難な状況にある。	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成30年2月21日（第1回） ・令和元年11月28日（第5回） ・令和2年10月19日（第6回）	府中町公共交通協議会発足 府中町地域公共交通網形成計画の策定について報告 桜ヶ丘・清水ヶ丘地域における新たな公共交通手段の導入について協議

・ 令和 3 年 2 月 3 日（第 7 回） ・ 令和 4 年 3 月 18 日（第 8 回） ・ 令和 4 年 6 月 22 日（第 9 回） ・ 令和 5 年 6 月 30 日（第 11 回） ・ 令和 5 年 12 月 20 日（第 12 回） ・ 令和 6 年 2 月 22 日（第 13 回） ・ 令和 6 年 6 月 28 日（第 14 回） ・ 令和 6 年 12 月 23 日（第 15 回） ・ 令和 7 年 6 月 25 日（第 16 回） ・ 令和 7 年 12 月 18 日（第 17 回） ・ 令和 8 年 6 月 8 日（第 18 回）	デマンドタクシーの導入検討について協議 デマンドタクシー本運行許可に係る申請について協議 令和 5 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 府中町地域公共交通計画の改訂について協議 令和 5 年度地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価の実施 府中町地域公共交通計画（素案）を承認 令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価の実施 令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価の実施 令和 9 年度フィーダー補助金の認定申請について協議
19. 利用者等の意見の反映状況	
・ 令和 3 年 8 月より実証運行を行い、同年 9 月に利用者を対象にアンケートを実施。 ・ また、令和 3 年 12 月に清水ヶ丘・桜ヶ丘町内会区域の全世帯を対象にアンケート調査を実施。 ・ それらの結果を踏まえ、本格運行では運行日、使用車両、乗降場所等の変更を行った。	

※うぐいす号は天神川駅やイオンモール広島府中に向かう際に一部広島市を運行しているが、うぐいす号は府中町の清水ヶ丘・桜ヶ丘地域の住民を対象とした事業であり、広島市は費用負担をしておらず、当該事業を地域内フィーダー系統確保維持事業として補助申請を行っていないため、交通計画にうぐいす号の位置づけを行っていない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）広島県安芸郡府中町大通三丁目 5－1

（所 属）府中町建設部都市整備課都市計画係

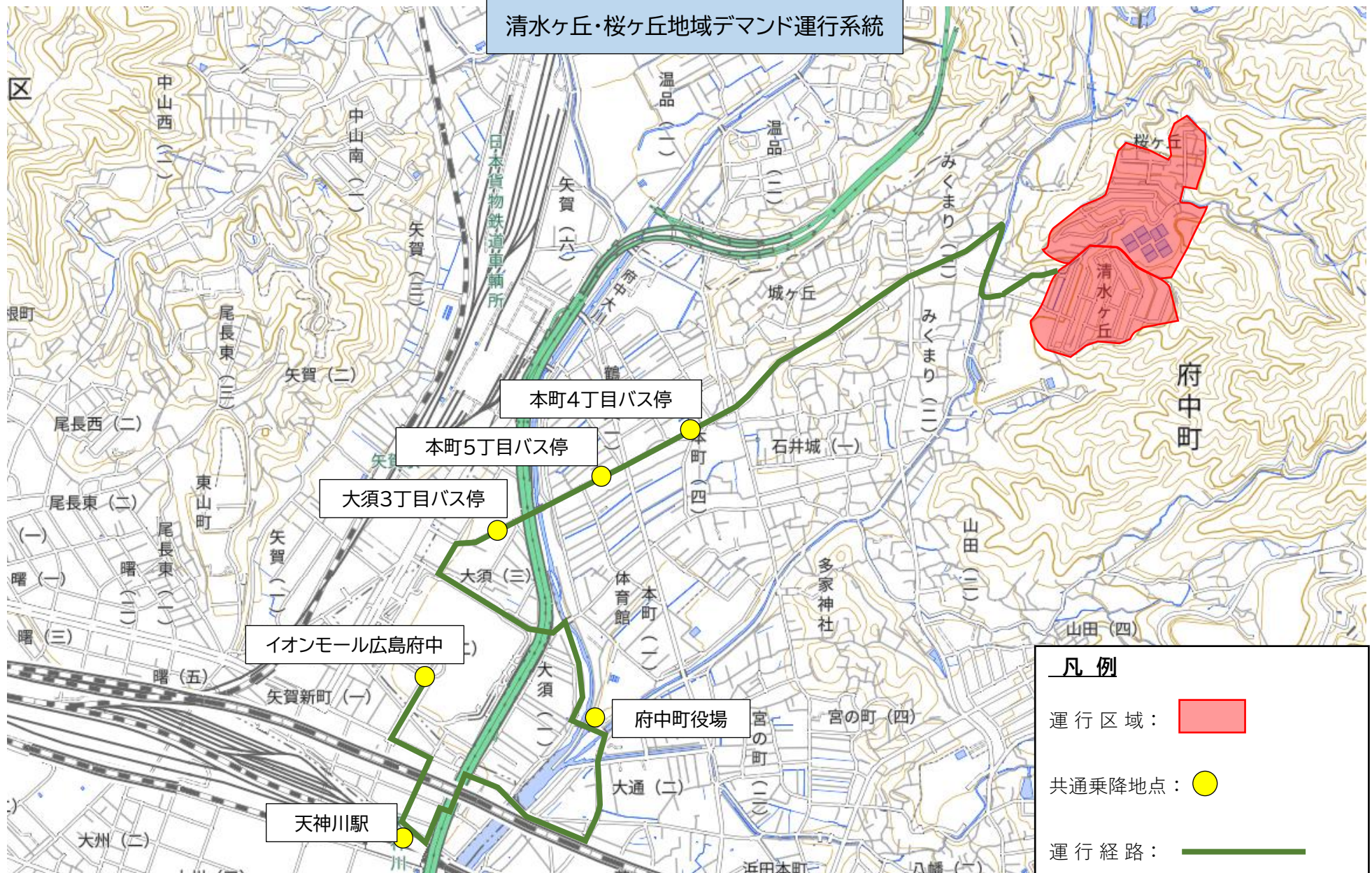
（氏 名）山本 優樹

（電 話）082-286-3181

（e-mail）toshiseibi@town.fuchu.hiroshima.jp

運行路線図

清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド運行系統



平日ダイヤ

平 日	デマンド型乗合タクシー			
	往 路		復 路	
	イオンモール 広島府中	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	イオンモール 広島府中
1 便			8:00	8:20
2 便	8:50	9:10		
3 便			9:10	9:30
4 便	10:50	11:10		
5 便			11:10	11:30
6 便	12:45	13:05		
7 便			13:05	13:25
8 便	14:40	15:00		
9 便			15:00	15:20
1 0 便	16:35	16:55		
1 1 便			16:55	17:15
1 2 便	18:30	18:50		

土曜日ダイヤ

土曜日	デマンド型乗合タクシー			
	往 路		復 路	
	イオンモール 広島府中	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	イオンモール 広島府中
1 便			8:10	8:30
2 便	9:25	9:45		
3 便			9:45	10:05
4 便	11:25	11:45		
5 便			11:45	12:05
6 便	13:25	13:45		
7 便			13:45	14:05
8 便	15:25	15:45		
9 便			15:45	16:05
1 0 便	17:25	17:45		

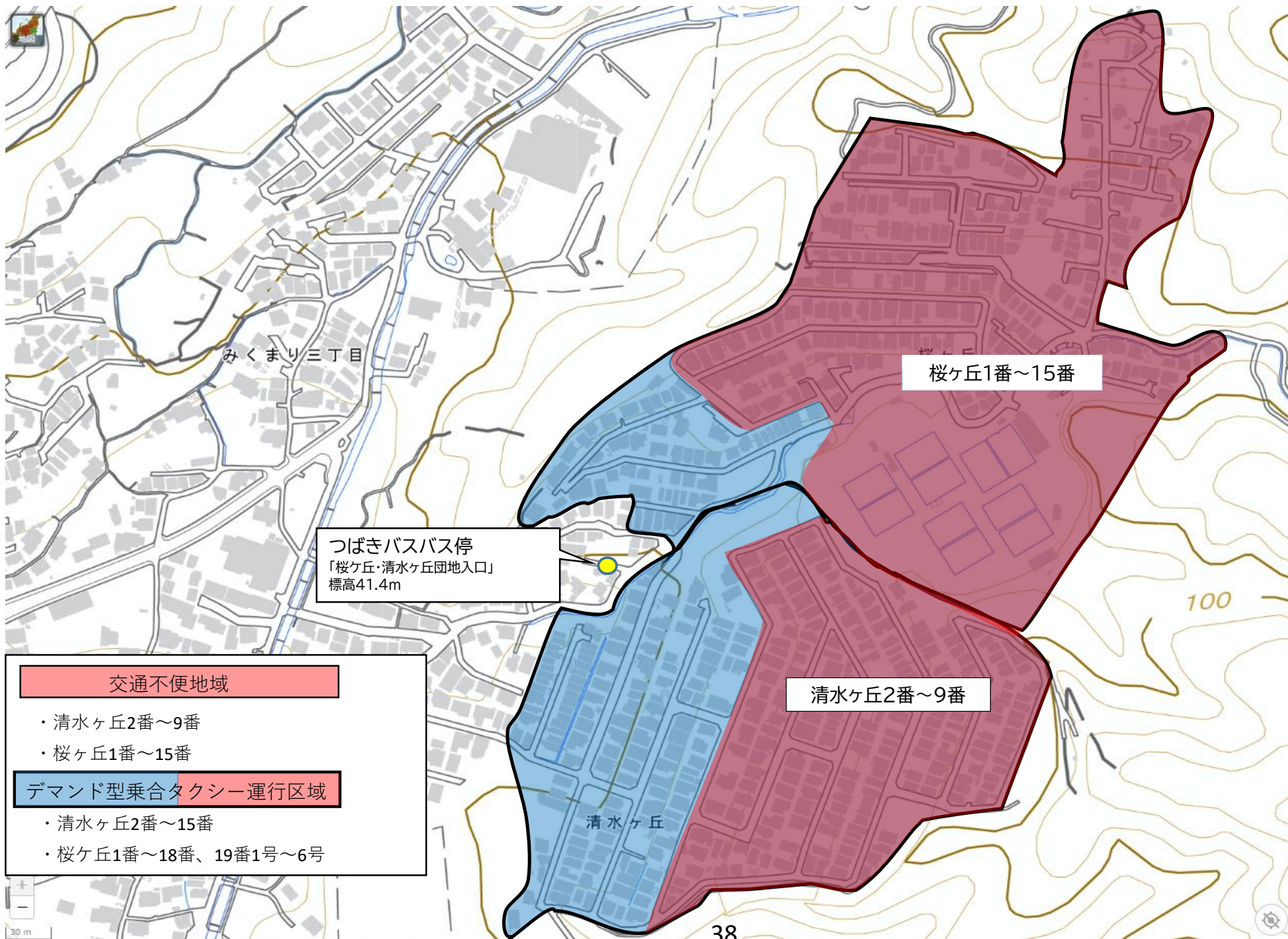


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
府中町	広島第一交通(株)	(1) 清水ヶ丘・桜ヶ丘地域 デマンド運行	—	・清水ヶ丘2番～15番 ・桜ヶ丘1番～18番、19番 1号～6号	—	往 km 復 km	296日	3460回			区域運行	②(2)	天神川駅で JR山陽本線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	府中町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	合計 262
交通不便地域等	合計 827

交通不便地域等の内訳

(単位:人)

人 口	対象地区	根拠法
440	清水ヶ丘2番～9番	局長指定
387	桜ヶ丘1番～15番	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
府中町地域公共交通計画	令和6年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）